

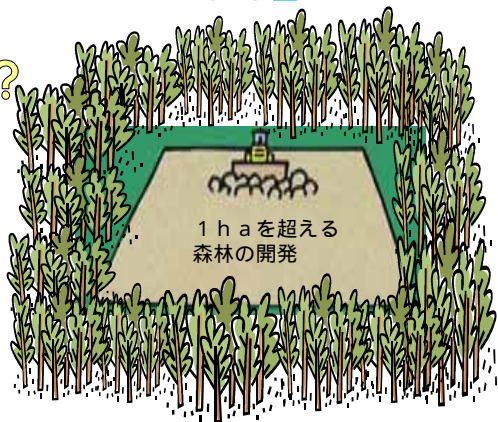
# 森林を1haを超えて開発する場合は、許可が必要です。

## 【林地開発許可制度】

### 1 林地開発許可制度とは？

無秩序に森林が開発されることを防ぐことで、私たちの生活環境を守るための制度です。

1haを超える森林の開発（土取り、草地・畑地造成、資材置場、宅地等々）をしようとする場合は、事前に知事の許可を受ける必要があります。



#### 林地開発制度の対象森林

国有林や保安林以外の**民有林**が対象となります。

### 2 許可の基準は？

周辺に影響を及ぼすことがないように、開発により失われる次の4つの森林の働きを補完する開発計画となっているかチェックします。

#### 災害を防ぐ働き

開発によって周辺に土砂流出や土砂崩壊、その他の災害を発生させる恐れはないか？



#### 水害を防ぐ働き

開発によって開発地の下流域に水害を発生させる恐れはないか？



#### 水を育む働き

開発によって、地域の水量・水質などに影響を与え、水の確保に支障をきたす恐れはないか？



#### 環境を守る働き

開発によって、周辺の環境や景観を悪化させる恐れはないか？



### 3 手続きの方法は？

開発許可申請から許可までには様々な手続きがありますので、森林の開発計画がある場合は、まずは、お近くの振興局等の林務担当部にご相談願います。

なお、県庁森林保全課のホームページに許可制度の概要や必要申請書類等を掲載しておりますので、参考としてください。

森林保全課HP (<http://www.pref.iwat.jp/~hp0554/>)

### 4 情報提供のお願いについて

近年、許可を受けないで開発行為を行うなどの違反行為が毎年発生しております。広大な岩手県土において違反行為を早期に発見していくためには、地域の方々のご協力が欠かせません。

許可を受けた開発行為地には、看板を設置することになっておりますので、看板が設置されずに大きく森林が開発されている箇所を見かけましたら、お近くの市町村役場又は振興局等の林務担当部まで情報提供をお願いいたします。

## 林地開発許可制度は、 よりよい環境を未来に残すルールです。



問い合わせ先

岩手県農林水産部森林保全課 TEL:019(629)5798  
岩手県二戸地方振興局林務部 TEL:0195(23)9204